

◎新潟県選挙管理委員会告示第82号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、関川村選挙管理委員会から、次のとおり指定の取消しがあった旨の報告があった。

平成28年9月13日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定取消年月日
関川村青年会館	岩船郡関川村大字下 関 858 番地	集会室	46.75	平成 28 年 8 月 25 日